

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	国税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

国税庁は、国税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・番号制度に関する税務上の措置として、納税申告書や法定調書等の税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられたため、国税当局は特定個人情報を保有している。
- ・国税庁は、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を任務としており、賦課・徴収事務を行うに当たって国税総合管理システム(KSK2)を利用する。
- ・国税総合管理システム(KSK2)は、全国の国税局(所)と税務署をネットワークで結び、申告・納税の事績や各種情報を入力することにより、国税債権等を一元的に管理するとともに、関連するシステムも活用してこれらを分析して税務調査や滞納整理に活用するなど、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、税務行政の根幹となる各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入されたコンピュータシステムである。
- ・国税総合管理システム(KSK2)では、オンプレミス環境及びクラウド環境のハイブリッド構成となるが、提出された特定個人情報の保管は、認定クラウド等を除くオンプレミス環境のみに限定される。
- ・なお、オンプレミス環境に保管されるデータは、「ISO/IEC270001:2013及びJIS Q 27001:2014」の情報セキュリティマネジメントシステムの認証を受けているデータセンターにおいて管理される予定である。
- ・国税総合管理システム(KSK2)は、令和8年度の本格稼働を目指して開発を進めているところであり、今後の開発過程で、この評価書の記載に影響する事象が生じた場合は、順次適切に対応する。

評価実施機関名

国税庁長官

公表日

令和6年7月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国税関係事務
②事務の概要	・国税庁は、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現等を任務としているところ、特定個人情報保護評価における特定個人情報ファイルを取り扱う事務として、①個人番号が記載された所得税や消費税の申告書等の收受(受付事務)、②受け付けた申告書等の処理、納税者からの納税の管理、納税者への還付金の支払、税務調査による適正な申告がなされていることの確認及び期限内に納税がない者への滞納整理等(賦課・徴収事務)がある。 ・受付事務では、税務署等において、書面で個人番号が記載された申告書、法定調書、申請・届出書を收受するほか、申告、法定調書、各種申請・届出について、書面に代えてインターネット、専用線又は認定クラウド等※を通じて收受を行う。 ・納税者等から、公金受取口座の登録を希望する所得税の還付申告書等の提出があった場合、当該登録を希望した者に係る預貯金口座の情報を「口座情報登録システム」に連携する。 ・納税者等から、公金受取口座の利用を希望する所得税の還付申告書等の提出があった場合、当該利用希望者に係る預貯金口座の情報について、国税総合管理システム(KSK2)から情報提供ネットワークシステムを通じて「口座情報登録システム」から受領し、当該口座に還付金を還付する。 ・投資家の投資簿価残高の総額を最新の取引金融機関に提供するため、最新の投資者情報を認定クラウド等(NISAクラウド)に連携する。 ・納税者から、マイナポータル経由で自己情報の連携依頼があった場合、源泉徴収票や住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調書の自己情報を国税総合管理システム(KSK2)内で特定し、個人番号を含まない個人情報を連携する。 ※「認定クラウド等」とは、申請等を行う者が利用するクラウドサービス又はオンプレミスで、申請等を行うため又はNISAの各金融機関における投資簿価残高の合計額を算出し、当該合計額を最新の取引金融機関に提供するために利用することを前提として提供事業者が国税庁長官の認定を受けているものをいう。 なお、提供事業者が国税庁長官の認定を受けるためには、認定の対象となるクラウドサービス又はオンプレミスが、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)のクラウドサービスリストに掲載されていること、提供事業者及び利用者各々の立場から安全管理措置を講じられていること、サーバが日本国内に所在していることなど、国税庁告示で定める要件に適合することが必要となる。 ・賦課・徴収事務は、税務署において、納税者等から提出される個人番号が記載された所得税や消費税の申告書等の情報の入力を行い、特定個人情報ファイルとして保存し、申告書等情報及び申告により確定する納税額や還付金の管理を行うとともに、提出された申告の内容が適正かどうか税務調査により確認を行い、期限内に納税がされない場合には財産の差押え等の滞納整理などを行うものである。 ・これらの一連の業務には、国税総合管理システム(KSK2)群のシステムが利用される。
③システムの名称	国税総合管理システム(KSK2)

2. 特定個人情報ファイル名

(1)收受・入力特定個人情報ファイル、(2)納税者情報管理特定個人情報ファイル、(3)所得税特定個人情報ファイル、(4)資産税特定個人情報ファイル、(5)源泉所得税特定個人情報ファイル、(6)酒税特定個人情報ファイル、(7)間接諸税特定個人情報ファイル、(8)債権管理特定個人情報ファイル、(9)非課税貯蓄限度額管理特定個人情報ファイル、(10)資料調査特定個人情報ファイル、(11)少額投資非課税口座管理特定個人情報ファイル、(12)法人税特定個人情報ファイル、(13)消費税特定個人情報ファイル、(14)査察特定個人情報ファイル、(15)不服申立関係特定個人情報ファイル、(16)徴収特定個人情報ファイル、(17)租税に関する法律に基づく調査(犯則事件の調査を除く。)により取得した特定個人情報ファイル、(18)租税に関する法律に基づく犯則事件の調査により取得した特定個人情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) ・第9条(利用範囲)関係別表第 2 国税通則法(昭和37年法律第66号) ・第124条(書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等) 3 その他、所得税法(昭和40年法律第33号)第194条(給与所得者の扶養控除等申告書)第1項、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(平成9年法律第110号)第5条(国外財産調書の提出)等 4 租税に関する相互行政支援に関する条約第6条(自動的な情報の交換)等 5 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 ・第5条(登録の特例等)、第9条(公的給付支給等口座登録簿に関する情報の提供の要求)
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号） ・第19条（特定個人情報の提供の制限）関係別表第2 第57の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	国税庁長官官房総務課情報公開・個人情報保護室
②所属長の役職名	国税庁長官官房総務課情報公開・個人情報保護室長
6. 他の評価実施機関	
—	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	開示・訂正・利用停止請求に係る保有個人情報を保有する部局で受け付ける。具体的には、以下のとおりである。 国税庁長官官房総務課情報公開・個人情報保護室 国税不服審判所管理室 各国税局(所)総務部総務課 国税不服審判所各支部管理課 各税務署総務課 ※ 各請求先の住所・電話番号等については、国税庁ホームページを参照。 (https://www.nta.go.jp/about/disclosure/madoguchi/index.htm)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	同上

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・(略) ・(略) ※「認定クラウド等」とは、申請等を行う者が利用するクラウドサービス又はオンプレミスで、申請等を行うために利用することを前提として提供事業者が国税庁長官の認定を受けているものをいう。	・(同左) ・(同左) ・納税者等から、公金受取口座の登録を希望する所得税の還付申告書等の提出があった場合、当該登録を希望した者に係る預貯金口座の情報を「口座情報登録システム」に連携する。 ・納税者等から、公金受取口座の利用を希望する所得税の還付申告書等の提出があった場合、当該利用希望者に係る預貯金口座の情報について、国税総合管理システム(KSK2)から情報提供ネットワークシステムを通じて「口座情報登録システム」から受領し、当該口座に還付金を送付する。 ・投資家の投資簿価残高の総額を最新の取引金融機関に提供するため、最新の投資者情報を認定クラウド等(NISAクラウド)に連携する。 ・納税者から、マイナンバー経由で自己情報の連携依頼があった場合、源泉徴収票や住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調査の自己情報を国税総合管理システム(KSK2)内で特定し、個人番号を含まない個人情報を選択する。 ※「認定クラウド等」とは、申請等を行う者が利用するクラウドサービス又はオンプレミスで、申請等を行うため又はNISAの各金融機関における投資簿価残高の合計額を算出し、当該合計額を最新の取引金融機関に提供するために利用することを前提として提供事業者が国税庁長官の認定を受けているものをいう。 (同左) ・これらの一連の業務には、国税総合管理システム(KSK2)群のシステムが利用される。	事前	
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム1 ②システムの機能	・(略) ・国税庁の次世代システムは、 ①(略) ②(略) ③納税証明書をシステムで作成することにより、納税者からの問合せに対して、よりの確かかつ迅速に対応できるなど、税務行政の高度化・効率化や適正・公平な課税の実現及び納税者利便の向上に大きく寄与する。 なお、国税庁の次世代システムは、電子申告や電子納税等の税務行政のICT化に不可欠な情報通信基盤でもある。 ・具体的なシステムの機能としては、 ①納税者ごとに局署整理番号の確認・付番、 ②申告書等の入力(OCRの活用)、③納税者に関する基本情報や関係者情報の管理、④各種税目に係る申告、申請・届出等の情報の管理、⑤法定調書等の資料情報の管理、⑥国税の債権債務の管理、納税証明書の作成、⑦税務調査対象者の選定等があるが、これらで個人番号を取り扱う。 ・令和4年1月より運用を開始した認定クラウド等を通じた申請等の受付については、申請等を行う者が認定クラウド等の提出領域に申請等情報を記録し、かつ、税務署長に対して申請等情報を閲覧し及び国税庁の次世代システムに記録する権限(以下「アクセス権限」という。)を付与することにより、申請等を行う者が提出領域に申請等情報を記録した時又は税	・国税総合管理システム(KSK2)は、全国の国税局(所)と税務署をネットワークで結び、申告・納税の事績や各種の情報を入力することにより、国税債権などを一元的に管理するとともに、関連するシステムも活用してこれらを分析して税務調査や滞納整理に活用するなど、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、税務行政の機軸となる各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入されたコンピュータシステムである。 ・「国税総合管理システム(KSK2)」は、 ①(同左) ②(同左) ③納税証明書をシステムで作成することにより、納税者からの問合せに対して、よりの確かかつ迅速に対応できるなど、税務行政の高度化・効率化や適正・公平な課税の実現及び納税者利便の向上に大きく寄与する。 なお、国税総合管理システム(KSK2)は、電子申告や電子納税等の税務行政のICT化に不可欠な情報通信基盤でもある。 ・具体的なシステムの機能としては、 ①納税者ごとに部内番号の確認・付番、②申告書等の入力(AI-OCRの活用)、③納税者に関する基本情報や関係者情報の管理、④各種税目に係る申告、申請・届出等の情報の管理、⑤法定調書等の資料情報の管理、⑥国税の債権債務の管理、納税証明書の作成、⑦税務調査対象者の選定等があるが、これらで個人番号を取り扱う。 ・令和4年1月より運用を開始した認定クラウド等を通じた申請等の受付については、申請等を行う者が認定クラウド等の提出領域に申請等情報を記録し、かつ、税務署長に対して申請等情報を閲覧し及び国税庁の次世代システムに記録する権限(以下「アクセス権限」という。)を付与することにより、申請等を行うことが出来るものである。法令上、申請等を行う者が提出領域に申請等情報を記録した時又は税務署長に対して申請等情報を閲覧し及び国税庁の次世代システムに記録することとなる。こうした仕組み上、認定クラウド等の提出領域へは、申請等を行う者(認定クラウド等の利用者)及びアクセス権限が付与されている税務署長のみアクセスが可能であり、認定クラウド等の提供事業者はアクセスしない。 ・令和8年1月より運用を開始する認定クラウド等(NISAクラウド)を通じた申請等の受付については、申請等を行う者が認定クラウド等の提出領域に申請等情報を記録し、かつ、税務署長に対して申請等情報の閲覧及び国税総合管理システム(KSK2)に記録する権限(以下「アクセス権限」という。)を付与することにより、申請等を行うことができるものである。法令上、申請等を行う者が提出領域に申請等情報を記録した時又は税務署長に対して申請等情報を閲覧し及び国税庁の次世代システムに記録することとなる。また、税務署長は投資簿価残高の合計額を算出するため、認定クラウド等(NISAクラウド)の所定の領域へ最新の投資者情報を提供することとなる。算出された投資簿価残高の合計額は、認定クラウド等の提供事業者からのリクエストに基づき、認定クラウド等の所定の領域にアクセスし、申請等情報の複製を国税総合管理システム(KSK2)に記録することとなる。 ・納税者等が公的給付支給等口座登録簿情報の提供の同意を行った上で、所得税の還付申告書等の	事前	
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) ・第9条(利用範囲)関係別表第1 第17の項、第23の項、第38の項 ・第9条第6項 2 (略) 3 (略) 4 (略)	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) ・第9条(利用範囲)関係別表 2 (同左) 3 (同左) 4 (同左) 5 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 ・第5条(登録の特例等)、第9条(公的給付支給等口座登録簿に関する情報の提供の要求)	事前	